

平成 30 年 7 月豪雨に被災された方へ見舞金・支援金などを支給します

●災害見舞金

住家が全壊・流失あるいは半壊した世帯に対して、広島県から災害見舞金が支給されます。

対象者 住居のために使用している住家が被災した世帯

支給額

全壊・流失の場合 1世帯あたり 30 万円

半壊の場合 1世帯あたり 10 万円

必要書類

り災証明書

●被災者生活再建支援金

住家が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、支援金が支給されます。

対象者

①住宅が全壊した世帯

②住宅が大規模半壊した世帯

③住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯

④敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

支給額 被災状況により異なりますので、詳細はお問い合わせください。

●広島県豪雨災害義援金

住家に著しい被害を受けた世帯及び亡くなられた方のご遺族や、1か月以上の治療を要した重症者の方に対して、義援金を配分します。

対象者及び支給額

対象者	支給額
支給対象住居のために使用している住家が被災した世帯	1世帯あたり 5 万円
災害で死亡された方のご遺族	死亡された方 1 人につき 5 万円
災害で 1 か月以上の治療を要した重症者の方	重症者の方 1 人につき 5 万円

必要書類

①り災証明書

②預金通帳（口座名義が、り災証明書の発行を受けた世帯主の方のもの）

※預金通帳が無い場合は、キャッシュカードでも可能です。

③印鑑（認印）

※死亡された方がいる場合、死亡された方とご遺族の関係を証する戸籍が必要です。

※重傷者の方がいる場合、①から③までの書類などのほか、医師の療養見込み期間を記載した診断書による診断書・治癒証明書等の書類が必要です。

申請先・問い合わせ

社会福祉課福祉総務係 ☎ 2 2 - 7 7 4 2

災害援護資金の貸付について

平成 30 年 7 月豪雨災害により世帯主が重傷を負った世帯または住居・家財に著しい損害を受けた世帯のうち、一定の所得に満たない世帯の世帯主に対し、生活の立て直しのための資金の貸付を行います。詳しくはお問い合わせください。

- ・被災時に竹原市に住所を有していた方が対象です。
- ・被害の種類や程度で貸付限度額が異なります。
- ・所得制限があります。
- ・連帯保証人が必要です。

申請先・問い合わせ

社会福祉課福祉総務係 ☎ 2 2 - 7 7 4 2

イベントの中止・延期など

この度の豪雨災害を受け、やむを得ず中止・延期など、予定を変更したイベントをお知らせします。

イベント名	日程について
ふくし健康まつり	9/30(日)→中止
初期消火競技大会	中止

被災家屋の解体・撤去、宅地内の堆積土砂を撤去します

この度の豪雨災害により被災した全壊・半壊家屋や、宅地内に流れ込んだがれき及び堆積土砂等を撤去します。まだ申請をしていない人は、お早めに申請してください。

●市に撤去を依頼する場合

撤去の対象

- ・宅地内の堆積土砂、がれき、流木、岩石等
- ・全壊・半壊（大規模半壊を含む）した家屋

※半壊家屋も対象になりました。

撤去の範囲

- ・機械で撤去できる範囲
- ・宅地（家屋が建っている敷地）内
- ※人力で行えるものや機械が入れない箇所（家屋内、床下等）は対象外
- ※田、畑、山林、倉庫のみ建っている土地等は対象外

手続きに必要なもの

- ・位置図（用意できない場合は市で準備します。）
- ・被災状況のわかる写真
- ・り災証明書（被災家屋の解体・撤去を依頼する人）
- ・印鑑

●すでに撤去された場合は費用を償還できる場合がありますので、ご相談ください。

ただし、撤去費用の全額が対象とならない場合があります。

問い合わせ

宅地内土砂等撤去担当 ☎ 22-2291

税・保険料等の減免制度について

この度の豪雨災害で被災された方は、税・保険料等の減免を受けられる場合があります。勤務先が被災し、収入が大きく減少した場合も対象になる場合がありますので、心当たりのある方はご相談ください。そのほかご不明なことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

制度内容	問い合わせ	電話番号
市民税の減免	税務課	22-7732
固定資産税の減免	税務課	22-7732
国民健康保険税等の減免	税務課	22-7732
国民健康保険一部負担金の減免	市民課	22-7734
国民年金保険料の免除	市民課	22-7734
後期高齢者医療保険料の減免	市民課	22-7734
後期高齢者医療保険一部負担金の減免	市民課	22-7734
障害福祉サービス等の減免	健康福祉課	22-7743
介護保険料の減免	健康福祉課	22-7743
介護サービス利用料の減免	健康福祉課	22-7743
水道料金の減免	水道課	22-7768
下水道使用料の減免	下水道課	22-7751
保育所等保育料の減免	社会福祉課	22-7742
放課後児童クラブ保護者負担金の減免	社会福祉課	22-7742
各種手数料の免除（市民課） ※り災証明書または被災証明書（写し可）を提示。	市民課	22-7734
各種手数料の免除（税務課） ※り災証明書又は被災証明書（写し可）を提示。	税務課	22-7732

被災者に対する市税等の納期限の延長について

竹原市では、この度の豪雨災害に伴い、平成30年7月5日以降に納期限が到来する市税（個人住民税・固定資産税・法人市民税）の納期限を延長します。

- ・延長後の納期限については別途お知らせします。
- ・個人住民税・固定資産税に係る口座振替は延長後の納期限で実施します。
- ・法人税（国税）及び法人県民税（県税）等については、税務署及び県にご相談ください。

●国民健康保険税に係る納期限について

国民健康保険税については、納期を延長することにより、負担の大きくなる月が発生するため、納期の延長は行いません。

なお、国民健康保険税を含む市税等の納付につきましては、減免、徴収の猶予、徴収金の分割納付等の制度がありますのでご相談ください。

問い合わせ

税務課 ☎ 22-7732

国税の納期限を延長します

この度の豪雨災害で被災された方には、次のような税制上の措置（手続）等がありますのでご確認ください。

竹原市に納税地のある方については、平成30年7月5日以降に到来するすべての国税に関する申告・納付等の期限が自動的に延長されます。

国税に関し手続を行うことにより、①納税の猶予、②源泉所得税の徴収猶予、③予定納税の減額、④相続税または贈与税の災害減免措置、⑤確定申告による所得税の全部または一部の軽減等を受けられる場合があります。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧くださいか、お問い合わせください。

問い合わせ 竹原税務署 ☎ 22-0485（代表）
※音声案内の後、【1】を選択

り災証明書・被災証明書の申請はお済みですか？

り災証明書・被災証明書の申請を受け付けています。

り災証明書は、税・保険料の減免申請や、災害見舞金の申請に必要な場合があります。証明書の発行には調査が必要なため、時間を要します。

まだ申請をされていない人は、早めに申請してください。

問い合わせ

税務課
☎ 22-7732



納税についての相談

随時相談を受け付けていますので、お問い合わせください。

問い合わせ

【国税】竹原税務署 ☎ 22-0506（直通）

【県税】西部県税事務所東広島分室

☎ 082-422-6911（代表）

【市税】税務課収納係 ☎ 22-7732

納税相談 夜間窓口を開設

市税等の納税相談のため、夜間窓口を開設します。事前に連絡をしていただければ、税金に関する相談を受け付けますので、ご利用ください。

利用時間 平日の20時まで（要相談）

場所 税務課（市役所本庁舎1階）

問い合わせ 税務課収納係 ☎ 22-7732

家屋を新築・増築した人へのお知らせ

平成30年1月2日から平成31年1月1日の間に家屋を新築・増築した場合、平成31年度から固定資産税が課税されます。税務課職員（固定資産評価補助員証を提示します）が、評価額算出のため調査に伺いますので、ご協力ください。また、家屋を取り壊された場合や、土地・家屋の利用状況に変更があった場合、法務局の建物登記簿に登記されていない家屋（未登記家屋）を所有権移転（売買・相続・贈与等）した場合には、その旨を届け出てください。

問い合わせ 税務課資産税係 ☎ 22-7732

台風災害に備えましょう

9月は、台風による被害が最も発生しやすいシーズンです。これまで以上に洪水や土砂災害、高潮による被害が心配されます。台風に関する情報は、事前にテレビやラジオなどから得ることができます。

台風が近づいてきても、あわてず対処できるよう、日頃からの備えと点検を心がけて、被害を最小限に抑えましょう。



広島県防災キャラクター
タスケ三兄弟

普段から万全の対策を

市では、関係機関と連携して災害に対応しています。より一層の被害の軽減を図るためには、市の防災対策だけでなく、市民のみなさんによる防災活動が不可欠です。

日頃から防災に対する意識を持つよう心がけ、台風シーズンに備えましょう。

◆家族で防災の話を

日頃から、家族で洪水の恐れのある場所や、土砂災害警戒区域などの危険個所を確認し、災害の種類に応じて、避難する場所や避難経路を確認しておきましょう。

◆いざというときのために

緊急時に備えて、貴重品・非常用食品・飲料水・懐中電灯・ラジオなどの避難用品を準備し、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。

◆地域での助け合い

ご近所付き合いは、避難の際に大きな力となります。近所に、避難に配慮を要する人がいる場合は、コミュニケーションを取り合って助け合いましょう。

早めの行動で被害を最小限に

◆気象・防災情報に注意を

大雨や洪水などの警報・注意報は市町村ごとに発表されており、雨量情報や河川水位などの防災情報はインターネットや電話、メール配信でも入手することができます。

こうした災害に関する正しい情報を早めに入手し、適切な行動をとることが重要です。

◆早めの避難を

市からの避難勧告・避難指示（緊急）があったときや、雨の降り方や周りの状況に身の危険を感じたときは、安全な経路で避難場所へすぐに避難してください。

天候が荒れてからでは、移動も困難となります。特に老年寄りや子どもがいる家庭は、早い段階から避難するようにはしましょう。

問い合わせ

総務課防災係
☎ 22-7719



テレビ・ラジオ・インターネットなどで大雨、台風などの情報を確認しましょう！

●広島県防災ウェブ 気象情報・土砂災害や洪水の危険箇所図など

(パソコン) <http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/hdis/>

(携帯電話) <http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/i/>

●竹原市ホームページ 指定避難場所や洪水ハザードマップなど

http://www.city.takehara.lg.jp/soumu/bousai/bousai_m.html

●土砂災害警戒区域の情報

広島県土砂災害ポータル <http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/agree.aspx>

●雨量・河川水位情報 ☎ 082-288-3050 (自動音声)

●竹原市防災情報等メール配信サービスの登録

気象情報や避難情報、災害情報など

携帯電話やパソコンから次の登録用アドレスへアクセスしてください。

bousai.takehara-city@raid3n3.ktaiwork.jp 【日本語用】

※右のQRコードから登録用アドレスを読み取ることができます。



●広島県防災情報メール通知サービスの登録

気象情報や雨量、水位などの情報

<http://www.bousai-mail.pref.hiroshima.lg.jp>

<http://www.bousai-mail.pref.hiroshima.lg.jp/kikikanri/pc> (音声読み上げソフトに対応)

